

ウェブ登記手続案内のご案内



ウェブ登記手続案内とは?

ウェブ会議(※)を利用して、法務局の担当者に、登記手続に関する質問をして、説明を受けることができるサービスです。申請書の様式などの資料を、画面上で確認することも可能です。お手元のパソコンやスマートフォンから利用することができます。また、予約は専用サイトから24時間可能です。

※Cisco Systems,Incが提供する「Cisco Webex Meetings」を利用します。

ご利用の流れ

① 予約

インターネットで「法務局手続案内予約サービス」にアクセスして予約してください。

https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-da-32-u/reserve/offerList_initDisplay.action

② 招待メールの受信

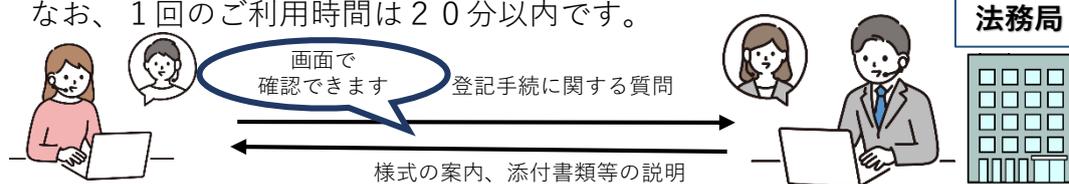
法務局から、ウェブ会議招待メールをお送りします。



③ ウェブ登記手続案内

予約日時になりましたら、ウェブ会議招待メールに記載されているURL等からウェブ会議に参加して、法務局担当者とお話してください。

なお、1回のご利用時間は20分以内です。



ご注意ください

- ウェブ登記手続案内でご案内できる対象は、那覇地方法務局(支局・出張所を含む。)の管轄内の不動産に関する登記手続と、会社・法人に関する登記手続です。
- ウェブ登記手続案内は、「Cisco Webex Meetings」(Cisco Systems,Incが提供するウェブ会議サービス)を利用するため、インターネット接続及びウェブ会議が利用できるパソコン、スマートフォン又はタブレットが必要です。なお、ウェブ手続案内の利用に係る通信料は、利用者のご負担となります。
- スマートフォン又はタブレットを利用する場合、「Cisco Webex Meetings」(無料版)のアプリが必要となりますので、あらかじめインストールをお願いします。
- ウェブ会議のネットワーク回線の通信状況により、不具合が生じるおそれがありますので、あらかじめご了承ください。

登記手続案内をご利用の皆さまへ



ご利用は20分以内です

1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、一旦案内を中断させていただきます。



見本を参考に説明します

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を利用して、記入上の注意点等について説明します。
なお、インターネット環境がない場合は、最寄りの法務局に電話でお問合せください。



ご自身で作成してください

申請書類作成上の注意事項等については説明しますが、担当者が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどして、ご自身で確認してください。
なお、提出後の申請書類の不備等があった場合には、法務局から連絡を差し上げます。



事前の審査・法的判断はできません

担当者が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。また、法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。

申請資格のない方の利用はお断りします

登記手続案内のご利用は、申請人本人又はその代理人としての親族・会社の従業員などに限られます。本人確認を行う場合がありますので、ご協力ください。
法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)の利用はお断りします。



- ・申請書作成が難しい
- ・時間がない



司法書士・土地家屋調査士
に相談できます。

- ★沖縄県司法書士会
- ★沖縄県土地家屋調査士会

☎098-867-3526
☎098-834-7599